

## 個人情報に記載した処方箋の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された処方箋（以下「書類」という。）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者性別、患者ID、患者診療情報

### 2 事案の経過

令和8年5月26日（火）

- ・外来化学療法室入口に設置している会計ファイル置き場において、患者Aが誤って患者Bの会計ファイルに自身の書類を混入。
- ・看護師は患者Aの書類が混入したファイルを患者等とのダブルチェックをせず、患者Bへ交付した。
- ・その後、患者Bより「患者Aの書類が混入している」との申し出があり、事案が発覚。
- ・患者Bに対しては、発覚直後に看護師より謝罪し、患者Aの書類を回収した。
- ・その後、看護師長より患者Aの書類を患者Aに交付するとともに、本事案の経緯を説明し直接謝罪を行った。

### 3 誤交付の原因

- ・看護師が、患者Bに会計ファイルを交付する際に、中身を確認せずダブルチェックを怠ったため。

### 4 再発防止策

- 事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。
  - ・看護師による書類交付時に内容の最終確認を徹底するとともに、患者氏名等の照合については複数名によるダブルチェックを徹底すること。
  - ・本事案の概要について、センター内にて情報共有し、個人情報の取扱いについて周知するとともに注意喚起を行った。

以 上